

# 北海道特定不妊治療費助成事業のご案内(H31.4~)

北海道では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

## 対象となる治療

- 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）が対象となります。
  - \* 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても、卵胞が発育しない等により卵採取以前に中止した場合を除き、助成の対象となります。
- なお、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

## 対象者

- 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けている治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次の1から4までのすべての要件に当てはまる方です。
- ただし、同一の治療に関して他の都府県や政令指定都市、中核市から、同等の給付を受けた方又は受ける見込みの方は除きます。
  - 1 夫婦のいずれか一方が道内に住所を有すること。（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）
  - 2 法律上の婚姻をしていること。
  - 3 知事が指定した医療機関で治療したこと。（道外の医療機関でも対象となるので、ご相談ください。）
  - 4 夫婦の前年の所得（合計額）が730万円未満であること\*。（いわゆる税引前の収入のことではありません。）

\*  $\frac{\text{一人分の所得} = \text{総収入金額から税法上の必要経費を引いた額（控除後の額）} - 80,000 \text{円（一律）} - \text{諸控除}}{\text{諸控除は、雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額の合算}}$

## 助成の内容（額及び回数等）

- ① 【助成額】採卵を伴う治療は1回につき15万円（初回治療に限り30万円）、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円までを上限額として助成。また、特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）を行った場合は、15万円（初回治療に限り30万円）まで助成。（採卵を伴わない治療を除く。）
  - \* 1回の治療に要した費用が上限額に満たないときは、その治療に要した額となります。
- ② 【助成回数】初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、通算助成回数6回、40歳以上43歳未満は通算助成回数3回（平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合を除く。）
- ③ 平成28年度からの制度拡充（北海道単独事業）  
【特定不妊治療費助成事業による助成（他の都府県・政令市・中核市による同等の給付を含む。）を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の特定不妊治療を行う場合の助成拡充】  
②の通算助成回数の規定にかかわらず、第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（40歳以上であるときは通算3回）まで助成。（初回治療30万円は対象となりません）
  - \* 「年齢」は、「1回の治療」の開始時点（採卵準備のための投薬開始日等）で判断します。
  - \* 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程を指します。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

## 助成の手続き

- 申請は治療が終了した年度内に、居住地を所管する総合振興局・振興局保健環境部保健行政室・地域保健室（道立保健所）に、原則として1回の治療の終了毎にその治療が終了した日の翌日から60日以内に申請して下さい。（申請期限は毎年度3月最終開庁日17:30（必着）となります。）※書類の準備に時間を要するなど特別な事情があり、年度内の申請が難しい場合には、必ず申請窓口の保健所に相談してください。

### 【申請に必要な書類】

- 1 特定不妊治療費助成事業申請書
- 2 特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- 3 住民票（世帯全員分の、個人番号以外の記載事項を省略していない、発行日から3ヶ月以内のもの。）※個人番号（マイナンバー）の記載された住民票は提出しないでください。
- 4 戸籍謄本（発行日から3ヶ月以内のもの。）
- 5 ご夫婦の前年の所得額を証明する書類【原本】（所得が0円の場合でもご夫婦共に必要です。）市町村長の発行する所得証明書、課税証明書、住民税額決定通知書等の所得額及び控除額わかるもの（源泉徴収票は認められません。）
  - \*ただし、1月から5月の間に行う申請の場合は、前々年の対象額。
  - （例えば、令和元年5月に申請する場合は、平成29年の所得を証明するものになります。）
  - \*証明書の発行に要した費用は助成の対象となりません。
- 6 治療に係る領収書（原本を持参してください。）
  - \*原本の返却が必要な方は、事前に保健所に御相談ください。

□1と2の書類は、道立保健所、指定医療機関にあります。子ども未来推進局のHPからも印刷できます。

北海道 特定不妊

検索

□申請は、窓口へ直接持参。郵送でも結構です。  
□同一年度内において2回目以降の助成を受けようとする方は、左記の3、4、5の書類については、前回申請時に提出したものと同一場合は、添付を省略することができます。

# 【申請窓口】

## 道立保健所の管轄市町村

総合振興局・振興局	保健所名	所在地	電話番号	保健所所管区域
空知総合振興局 保健環境部	保健行政室	岩見沢保健所 068-8558 岩見沢市8条西5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0115	夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町
	滝川地域保健室	滝川保健所 073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
	深川地域保健室	深川保健所 074-0002 深川市2条18番6号	0164-22-1421	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
石狩振興局 保健環境部	保健行政室	江別保健所 069-0811 江別市錦町4番地の1	011-383-2111	江別市 石狩市 当別町 新篠津村
	千歳地域保健室	千歳保健所 066-8666 千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	千歳市 恵庭市 北広島市
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所 044-0001 倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1951	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
	岩内地域保健室	岩内保健所 045-0022 岩内郡岩内町字清住252番地1	0135-62-1537	共和町 岩内町 泊村 神恵内村
胆振総合振興局 保健環境部	保健行政室	室蘭保健所 051-8555 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域セ ンタービル内	0143-24-9843	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
	苫小牧地域保健室	苫小牧保健所 053-0021 苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
日高振興局 保健環境部	保健行政室	浦河保健所 057-0007 浦河町東町ちのみ3丁目1番8号	0146-22-3071	浦河町 様似町 えりも町
	静内地域保健室	静内保健所 056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号	0146-42-0251	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室	渡島保健所 041-8551 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9542	北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町
	八雲地域保健室	八雲保健所 049-3112 八雲町末広町120番地	0137-63-2168	八雲町 長万部町 今金町 せたな町
檜山振興局 保健環境部	保健行政室	江差保健所 043-0043 江差町字本町63番地	0139-52-1053	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町
上川総合振興局 保健環境部	保健行政室	上川保健所 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁 舎内	0166-46-5988	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
	名寄地域保健室	名寄保健所 096-0005 名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
	富良野地域保健室	富良野保健所 076-0011 富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
留萌振興局 保健環境部	保健行政室	留萌保健所 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8324	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部	保健行政室	稚内保健所 097-8525 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2417	稚内市 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町 幌延町
オホーツク 総合振興局 保健環境部	保健行政室	網走保健所 093-8585 網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0698	網走市 斜里町 清里町 小清水町 大空町
	北見地域保健室	北見保健所 090-8518 北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	北見市 美幌町 津別町 訓子府町 置戸町
	紋別地域保健室	紋別保健所 094-8642 紋別市南ヶ丘町1丁目6番地	0158-23-3108	紋別市 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室	帯広保健所 080-8588 帯広市東3条南3丁目1 十勝合同庁舎内	0155-27-8637	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
釧路総合振興局 保健環境部	保健行政室	釧路保健所 085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
根室振興局 保健環境部	保健行政室	根室保健所 087-0009 根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	根室市
	中標津地域保健室	中標津保健所 086-1001 中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	別海町 中標津町 標津町 羅臼町

◇北海道では不妊・不育症（反復・習慣流産）に関わるご相談をお受けしています。

お気軽に  
ご利用下さい。

○不妊専門相談センター：予約制。旭川医科大学の不妊治療専門医師が担当します。

◆相談窓口：旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号）電話番号：0166-68-2568

◆専門相談日：毎週火曜日 11:00～16:00 ※予約受付は月～金（10:00～16:00）

○道立保健所において、保健師が妊娠、不妊など女性の健康に関する相談をお受けしています。

